

平成28年度答申第3号

平成29年 1月25日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 土 岐 寛

### 個人情報の目的外利用について (答申)

平成29年1月25日付け松街み第123号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 諮問事項

本市の樹林等保全事業における固定資産税課所管の個人情報の目的外利用について

##### 2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性（良好な緑地環境の保全）があるものと認める。

なお、情報セキュリティ対策に万全を期するとともに、地方税法等の守秘義務の規定その他個人情報の取扱いについて疑義の生じる余地のないよう十分配慮されたい。

### 3 市の機関からの諮問内容

#### (1) 諮問内容

固定資産税課所管の個人情報の目的外利用について

#### (2) 利用する個人情報

[1] 固定資産税課が所管する課税台帳の情報のうち現況地目が「山林」となっている地番

[2] [1]の該当地番に関する①登記地目、②登記面積、③現況面積、④市街化区域と市街化調整区域の別、⑤課税と非課税の別、⑥所有者氏名及び住所

#### (3) 諮問理由

松戸市内の私有樹林地は減り続けており、「松戸市緑の基本計画」では、樹林地をこれ以上減少させないために市内の全ての樹林地を保全の対象としています。樹林地の保全にあたりましては、これまで国の制度である「特別緑地保全地区」の指定や松戸市緑の条例による「保全樹林地地区」の指定等の制度による保全施策と、里やまボランティアによる樹林地保全活動等の市民活動による保全施策を進めてまいりましたが、これらの施策を更に発展・拡充していくためには行政側から樹林地所有者に積極的な働きかけが必要になります。

よって、この度の諮問につきましては、固定資産税課所管の個人情報の目的外利用により新たに「樹林地台帳」を作成し、樹林地保全施策をより有効かつ効率的に市内の樹林地に適用できるようにするために、松戸市個人情報の保護に関する条例第7条第4号の規定により審議会に意見を求めるものです。

#### (4) 個人情報利用の効果（樹林地台帳作成の効果）

[1] 市内における保全すべき樹林地の面積を正確に把握することができる。

[2] 地番ごとの面積等を把握することにより、段階的な保全計画を立てることができる。

[3] 樹林地所有者を把握することで所有者の樹林地保全に対する意向を確認することができ、意向に合わせて適切な保全施策（制度の適用や里やまボランティア

ア活動) をアドバイスすることができる。

(5) 個人情報利用の開始時期

平成29年3月頃 (毎年1回の更新)

(6) 業務を所掌する課 (諮問課)

街づくり部 みどりと花の課

以上